

通勤手当の非課税限度額の改正について

平成 24 年 1 月以後支給より適用

平成 23 年度の税制改正で、マイカー通勤に対する通勤手当の非課税限度額が見直しとなりました。この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支給する通勤手当より適用されます。

【通勤手当非課税の概要】

通勤手当は所得税法に定められていますが、支給する通勤手当の諸態様に応じた 1 ヶ月当りの非課税限度額が定められています。

通勤手当の様態と非課税限度額は以下のように分類されます。

- ① 通勤定期券の現物支給を受けている場合のその通勤定期券・・・10 万円を限度
- ② 交通機関利用者の自己負担通勤費の補助として受ける通勤手当・・・10 万円を限度
- ③ 自転車・自動車等利用者が受ける通勤手当・・・距離別の非課税限度額
- ④ 上記②③の両方の利用者が受ける通勤手当・・・②と③の合計額で 10 万円を限度

【距離別非課税限度額】

自転車・自動車等利用通勤者の受ける通勤費については、距離別非課税限度額が以下のように定められています。

片道の通勤距離	1ヶ月当りの限度額
2km未満	全額課税
2km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円
15km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	16,100円
35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

【改正の内容】

片道の通勤距離が 15 km 以上の自転車・自動車等利用通勤者で、交通機関を利用した場合の運賃相当額を通勤手当として受けている場合には、その金額を距離別非課税限度額（10 万円を限度）とすることが出来ましたが、税制改正により廃止となりました。

これによりマイカー通勤に対する通勤手当は、上記の距離別非課税限度額のみとなります。

※年内に通勤交通費の支給ルールを確認しておく事をお勧め致します。